

富士市において、地域拠点オフィスの移転又は拡充を行う事業者を応援します。

# 富士市地域拠点オフィス移転・拡充促進事業補助金



雄大な富士山のふもとにある富士市では、  
市民の雇用機会の拡大を図り、  
魅力ある地域社会を実現するため、  
地域拠点オフィスの移転・拡充を行った事業者を対象に、  
最高1,500万円の補助金を交付します。

富士市産業交流部 産業政策課 誘致担当  
静岡県富士市永田町一丁目100番地 〒417-8601  
TEL : 0545-55-2906 / FAX : 0545-51-1997  
E-mail : sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

—富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ—

富士市産業政策課

検索

## 補助金の内容

種類	補助金の金額	限度額
新築、増築又は購入の場合	当該地域拠点オフィスで事業を開始する日以後に最初に賦課した固定資産税の新築若しくは増築又は購入をした建物又は購入したオフィス床に係る課税標準に100分の5を乗じて得た額	1,500万円
賃借の場合	賃借した建物又はオフィス床に係る4月から翌年3月分の賃料の合計額に3分の2を乗じて得た額（一の年度につき500万円・最高36月分）	1,500万円

## 対象となる事業

事業者が、富士市の都市機能誘導区域（まちなか（富士駅・新富士駅・市役所・吉原本町周辺）に限る。）において、地域拠点オフィス（地域拠点機能を有するオフィス）の整備を行う事業

### ○ 地域拠点機能

- ①本社機能（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所、もしくは、研究所、研修所であった重要な役割を担う事業所）
- ②広域営業拠点機能（2以上の都道府県又はおおむね5以上の市町村にわたる営業活動を統括する機能）
- ③サテライトオフィス機能（情報通信の技術の利用等により本社又は主たる事業所以外の場所を当該事業所の一部として使用する機能）
- ④その他これらに類する機能であって、本市の産業構造の高度化を図るにふさわしいと認められるもの

### ○ 地域拠点オフィスのイメージ

- ・周辺地域のコンビニエンスストアを統括するエリアマネージャーを配置する事務所を設置
- ・単なる支店・営業所であった市内事務所を、広域営業拠点に格上げ
- ・テレワークにより本社業務を行うサテライトオフィスを設置
- ・周辺地域の工場に係る発注業務等を一括して行うオフィスを設置
- ・全国の営業所等のデータを管理・バックアップするデータセンターを設置
- ・全国からの問合せに対応するコールセンターを設置
- ・地域拠点機能と捉えることができるような子会社の設立 等

※小売、飲食を主とするようなオフィスは対象外です。

## 補助の要件等

- ① 地域拠点オフィスの建物の新築若しくは増築又は購入又はオフィス床の購入に要した費用が2,000万円以上（事業者が中小企業者の場合は、1,000万円以上）であること（地域拠点オフィスの賃借による場合を除く。）。
- ② 他の同種の補助金の交付を受けないこと。
- ③ 当該地域拠点オフィスに従業員を採用する権限を付与すること。
- ④ 暴力団員等が役員でないこと及び経営に実質的に関与していないこと。
- ⑤ 当該地域拠点オフィスにおいて地域拠点機能に該当しない業務を主として行うものと認められるものでないこと。
- ⑥ 当該地域拠点オフィスにおいて業務を開始してから5年以上業務を行うこと。
- ⑦ 都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域（まちなかに限る。）に存すること。
- ⑧ 地域拠点機能業務に供する面積が50平方メートル以上であること。
- ⑨ 地域拠点オフィスに勤務する常時雇用者（一般被保険者）が5人以上であること

## 手続について

富士市産業政策課に富士市地域拠点オフィス移転・拡充促進事業補助金指定申請書を地域拠点オフィスの整備の着手日（賃借の場合は引渡しの日）の前日までに提出してください。

（令和7年3月末までに指定を受ける必要があります。）

※詳細につきましては、富士市産業政策課までお問い合わせください。